

## ○樺原市民間保育所等運営補助金交付要綱

平成21年3月31日告示第79号

### 改正

平成22年3月31日告示第77号  
平成25年9月13日告示第220号  
平成26年2月24日告示第27号  
平成27年1月26日告示第19号  
平成27年12月10日告示第281号  
平成27年12月10日告示第282号  
平成28年12月1日告示第251号  
平成30年7月13日告示第193号  
平成31年1月18日告示第16号  
令和2年3月31日告示第118号  
令和2年6月3日告示第212号  
令和2年12月28日告示第357号  
令和3年3月11日告示第55号  
令和3年9月6日告示第257号  
令和4年2月2日告示第41号  
令和4年3月31日告示第125号  
令和4年5月19日告示第194号  
令和4年11月22日告示第362号

## 樺原市民間保育所等運営補助金交付要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、民間の保育所等に対し、保育内容の充実と入所児童の処遇改善を図るため、予算の範囲内において、民間保育所等運営補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、樺原市補助金等交付規則（平成15年樺原市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の種別及び補助対象施設)

**第2条** 補助金の種別は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる者は、次項に定める施設の設置者とする。
- 3 補助金の交付対象となる施設は、市の区域内に所在し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうち、補助金の種別に応じてそれぞれ別表に定めるとおりとする。
  - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により奈良県知事の認可を受けた保育所（別表において「民間保育所」という。）
  - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（別表において「幼保連携型認定こども園」という。）
  - (3) 児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（事業所内保育施設を除く。）であって同法第35条第4項の認可を受けていない施設（別表において「認可外保育施設」という。）
  - (4) 樺原市病児保育事業実施要綱（平成27年樺原市告示第281号）に規定する事業を実施する施設（別表において「病児保育事業実施施設」という。）
  - (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条の規定に基づき特定地域型保育（小規模保育事業に限る。）として市長の確認を受けた施設又は当該確認を受けることが予定されている施設（別表において「特定地域型保育施設」という。）

### (補助要件、補助対象経費及び補助交付基準)

**第3条** 補助金の種別に応じた補助要件、補助対象経費及び補助交付基準は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の対象となる経費は、前項の補助対象経費と補助交付基準に基づいて算出した額とを比較して少ない方の額とする。

### (交付の条件)

**第4条** 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、規則第3条第1項各号に掲げる条件のほ

か、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了後5年間保管すること。
  - (2) 申請者の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を報告すること。
  - (3) 補助金の交付の目的を達成するために行う実施調査に協力すること及び必要書類を提出すること。
- (その他)

**第5条** この要綱に定めるもののほか必要となる事項は、市長が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 檜原市民間保育所等特別保育事業補助金交付要綱（平成18年檜原市告示第69号）は、廃止する。
- 3 平成30年度の保育所等事故防止推進事業費補助金の補助交付基準は、別表の規定にかかわらず、0歳児1人当たり30,000円とする。

**附 則**（平成22年3月31日告示第77号）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

**附 則**（平成25年9月13日告示第220号）

この要綱は、平成25年10月1日から実施し、平成25年度分の補助金から適用する。ただし、第2条の規定については、この要綱の実施日以後に実施された事業に対する補助金から適用する。

**附 則**（平成26年2月24日告示第27号）

この要綱は、告示の日から実施し、平成25年度分の補助金から適用する。

**附 則**（平成27年1月26日告示第19号）

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年度分の補助金から適用する。

**附 則**（平成27年12月10日告示第281号抄）

（実施日）

**第1条** この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

**附 則**（平成27年12月10日告示第282号）

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度の補助金から適用する。

**附 則**（平成28年12月1日告示第251号）

この要綱は、告示の日から実施する。

**附 則**（平成30年7月13日告示第193号）

この要綱は、告示の日から実施し、平成30年度分の補助金から適用する。

**附 則**（平成31年1月18日告示第16号）

この要綱は、告示の日から実施する。

**附 則**（令和2年3月31日告示第118号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

- 2 この要綱による改正後の檜原市民間保育所等運営補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和2年6月3日告示第212号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

- 2 この要綱による改正後の檜原市民間保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和2年12月28日告示第357号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

- 2 この要綱による改正後の檜原市民間保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和3年3月11日告示第55号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。ただし、別表中保育所等運営費補助金の部から業務効率化推進事業費補助金の部まで（保育所等事故防止推進事業費補助金の部を除く。以下「保育所等運営費補助金の部等」という。）の改正規定は、令和3年4月1日から実施する。

- 2 この要綱による改正後の檜原市民間保育所等運営補助金交付要綱の規定中、保育環境改善等事業

補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援分）の部及び新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金の部の改正規定は令和2年度分の補助金から適用し、保育所等運営費補助金の部等の改正規定は令和3年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和3年9月6日告示第257号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の樺原市民間保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和4年2月2日告示第41号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の樺原市民間保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和4年3月31日告示第125号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の樺原市民間保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和4年5月19日告示第194号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の樺原市民間保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和4年11月22日告示第362号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の樺原市民間保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

**別表**（第2条、第3条関係）

民間保育所等運営補助金交付基準額表

補助金の種別	補助対象施設	補助要件	補助対象経費	補助交付基準
看護師設置事業費補助金	民間保育所、幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育施設	乳幼児保育を積極的に実施し、入所児童の健康管理の充実を図るために看護業務専任の職員を配置していること。	看護師・准看護師の配置に要する人件費	1人当たり月額の上限は樺原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例施行規則（平成24年樺原市規則第36号）別表第2看護師の部月額の項に定める金額×1／3とする。
保育補助者雇上強化事業費補助金		国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める保育補助者雇上強化事業の要件を満たしていること。	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な経費	県が定める奈良県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める基準額
日本スポーツ振興センター加入費補助金		入所児童に対する通園中及び補助対象施設内での不慮の事故に起因する医療費の発生に備え、日本スポーツ振興センターに加入していること。	日本スポーツ振興センターの負担金	負担金相当額

職員研修事業費補助金	保育士としての資質の向上を図り、多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容と職員の資質の向上を目的とした研修を実施し、研修教材を購入する等必要な措置を講じていること。	保育士の資質向上、保育の向上を図るための研修及び教材の購入に必要な費用	年額30,000円（研修に必要な図書等の購入費・参加費等）
一時預かり事業費補助金	国が定める子ども・子育て支援交付要綱（以下「国要綱」という。）に定める一時預かり事業の要件を満たしていること。	一時預かり事業を実施するために必要な経費	県が定める奈良県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「県要綱」という。）に定める基準額
延長保育促進事業費補助金	国要綱に定める延長保育事業の要件を満たしていること。	延長保育事業を実施するために必要な経費	県要綱に定める基準額
業務効率化推進事業費補助金	国が定める保育所等における業務効率化推進事業実施要綱の要件を満たしていること。	対象施設における保育士の業務負担の軽減に資する機能を有した保育業務支援システムの導入及び事故防止等のためのビデオカメラの導入に必要な経費	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める基準額
保育環境改善等事業補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援分）	認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号）別添5に定める保育環境改善等事業実施要綱のうち、環境改善事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）を実施していること。	保育環境改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策支援事業として行う場合）に要する経費	国が定める令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）交付要綱に定める基準額
保育士等処遇改善臨時特例補助金	国が定める保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱の要件を満たしていること。	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費	国が定める令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱に定める基準額
保育士定着支援補助金	職員の給与改善に努めていること。また、前年度と比較し、給与水	法人役員を兼務する施設長を除く常勤保育士（1日6時間以	常勤保育士1人当たり月額20,000円

		準を低下させていないこと。	上かつ月20日以上の勤務)に対して支給される給与の加算額	
保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金		国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める保育士宿舎借り上げ支援実施要綱の要件を満たしていること。	保育士宿舎借上げ事業を実施するために必要な経費	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める基準額
都市部における保育所等への賃借料支援事業費補助金		国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱の要件を満たしていること。	保育所等の用に供する賃貸物件の賃借に必要な経費	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき算出された国の交付額と同額
保育体制強化事業費補助金	民間保育所及び幼保連携型認定こども園	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める保育体制強化事業費の要件を満たしていること。	保育体制強化事業を実施するために必要な経費	県が定める奈良県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める基準額
多様な事業者の参入促進・能力活用事業費補助金	幼保連携型認定こども園	国要綱に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業を実施していること。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業を実施するために必要な経費	県要綱に定める基準額
病児保育事業費補助金 (病児対応型)	病児保育事業実施施設	国要綱に定める病児保育事業の要件を満たしていること。	病児保育事業(病児対応型)を実施するために必要な経費	県要綱に定める基準額(低所得者減免分加算及び普及定着促進費を除く。)の合計額(8,480,000円を下回る場合は、8,480,000円とする。)に次に定める低所得者減免分を計算した額とする。 低所得者減免分 生活保護世帯及び住民税非課税世帯の場合、2,000円×年間延べ利用人数
病児保育事業費補助金 (病後児対応型・体調不良児対応型)		国要綱に定める病児保育事業の要件を満たしていること。	病児保育事業(病後児対応型・体調不良児対応型)を実施するために必要な経費	県要綱に定める基準額
認可化移行運営費支援事業費補助金	認可外保育施設	国が定める子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱に定める認可化移行運営費支	認可保育所へ移行するために必要な経費	国が定める子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱に定める基準額

		援事業の要件を満たしていること。		
新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金	延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業実施施設	国要綱に定める新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施していること。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に必要な経費	国要綱に定める基準額
保育所等改修費等支援事業費補助金（賃貸物件による保育所等改修費等）	民間保育所	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める保育所等改修費等支援事業実施要綱の要件を満たしていること。	賃貸物件による保育所改修等を実施するために必要な経費	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める基準額
保育所等改修費等支援事業費補助金（小規模保育改修費等）	特定地域型保育施設	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める保育所等改修費等支援事業実施要綱の要件を満たしていること。	賃貸物件による小規模保育事業所の改修等を実施するために必要な経費	国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める基準額